



巣立て若者よ! 新しい日本は、若者の力を求めている。受験戦争、少子化とかいろいろなことがいわれているが、家族に支えられながら、子たちは涙ぐましい努力をしている。家原寺（えばらじ）を訪れた。奈良大仏建立の立役者「行基」さんが生まれた寺で、本尊が文殊菩薩なので「知恵の文殊さん」と愛され、合格祈願に訪れる参拝客が絶えない。難関の希望校を書き、祈願するハンカチが本堂一面を埋め尽くす。なかには外国人の名もあるという。親だけでなく、神様も支援してくれるのだから、頑張ろうぜ若者たちよ！明日の日本力は君たちにかかっている。（堺・家原寺にて）
 フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 「被保険者資格喪失届」はすみやかに提出しましょう
- 協会けんぽからのお知らせ 平成23年3月分から協会けんぽの健康保険料率が変わります
- 大阪府内の年金事務所の「自動音声案内」の操作方法を変更しています
- 一般的な年金相談は「ねんきんダイヤル」へ
- 保険料の納期内納入にご協力をお願いします
- 街角の年金相談センターのごあんない

職場内で回覧しましょう

「被保険者資格喪失届」は すみやかに提出しましょう



健康保険や厚生年金保険では、被保険者（従業員）が会社を退職したときなど、次にあてはまる場合には、その資格を失います。

被保険者が資格を失ったときは、「事業主は5日以内に届出しなければならない」と定められておりますので、すみやかに管轄の年金事務所（または日本年金機構大阪事務センター）に「被保険者資格喪失届」をご提出いただきますようお願いいたします。

被保険者の資格を失うとき → 資格を失う日（資格喪失年月日）

健康保険と厚生年金保険共通

1. 退職したとき → 退職日の翌日
2. 亡くなったとき → 死亡日の翌日
3. 雇用形態が変わり加入できなくなった（※1）とき → 該当日の翌日
4. 事業所が廃止されたとき → 廃止日の翌日

厚生年金保険のみ

5. 70歳になったとき → 70歳の誕生日の前日

健康保険のみ

6. 75歳になり（または65歳以上で一定の障害の認定を受けて）後期高齢者医療制度に加入するとき → 75歳の誕生日（または障害認定日）

手続きに必要なもの

1. 「被保険者資格喪失届（※2）」
2. 「健康保険被保険者証（※3）」（被扶養者がいる場合は発行しているすべてのもの）
3. 「健康保険高齢受給者証（※3）」（70歳から74歳までの被保険者・被扶養者の場合）
 - 「健康保険被保険者証」または「健康保険高齢受給者証」を添付できない場合
「被保険者資格喪失届」にその理由を記入するか「健康保険被保険者証回収不能・紛失届」を添付してください。
 - 「資格喪失年月日」から60日以上経過して提出する場合
 - ①被保険者…退職の日の属する月の賃金台帳（写）と出勤簿（写）
 - ②被保険者が役員…資格喪失の事実発生日がわかる取締役会議事録（写）または役員変更登記の記載がある登記簿謄本（写）
 を添付してください。

※1. 健康保険や厚生年金保険は、社内での身分や雇用形態にかかわらず、適用事業所で常用的な使用関係があれば被保険者となります。

そのなかで、パートやアルバイトなどの短時間就労者の加入の目安につきましては、①1日または1週間の勤務時間と、②1カ月の勤務日数が、それぞれ同様の業務に従事する正社員のおおむね4分の3以上ある場合は、被保険者とすることが妥当とされています。

※2. 健康保険の被保険者（または被扶養者）が75歳になり、後期高齢者医療制度に加入されるときは、事業主あてに、日本年金機構大阪事務センターから該当者の情報を印刷した「被保険者資格喪失届」（または「被扶養者異動届」）の用紙を送付しますので、必要事項を記入・押印のうえ、「健康保険被保険者証」と「健康保険高齢受給者証」を添付して提出してください。

※3. 被保険者が70歳になり、厚生年金保険のみの「被保険者資格喪失届」をお届けいただく場合は、健康保険には引き続き加入するため、「健康保険被保険者証」や「健康保険高齢受給者証」を添付する必要はありません。

協会けんぽからのお知らせ

平成23年3月分から 協会けんぽの健康保険料率が変わります

協会けんぽの財政については、景気の低迷により保険料収入が落ち込む一方、医療費の支出増加に加え、累積赤字の一部返済を行う必要があり、本年3月分の保険料（4月納付分）から、保険料率を引き上げざるを得なくなり、大阪支部の健康保険料率は9.56%になります。

※任意継続被保険者の方は、本年4月分の保険料から変わります。

健康保険料率

〔大阪支部〕

現 行

9.38%

平成23年3月分から

9.56%

都道府県ごとの保険料率については、年齢構成の違いによる医療費の差や所得水準の違いを都道府県間で調整したうえで、都道府県ごとの加入者の医療費の違いが保険料率に反映される仕組みになっています。

※都道府県間の保険料率の差を小さくする措置がなされています。

介護保険料率

〔全国一律〕

現 行

1.50%

平成23年3月分から

1.51%

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

【保険料増加額（目安）／年間】 ※年間賞与を1.4カ月と試算

標準報酬月額	医療分	介護分	合 計
200,000円	4,824円	268円	5,092円
300,000円	7,236円	402円	7,638円
410,000円	9,889円	550円	10,439円

*保険料は労使折半ですので、事業主・加入者の増額は表の半額となります。

厳しい経済状況のなかではありますが、加入者の皆様の医療と健康と生活を支えるため、加入者・事業主の方々には、このようなご負担につきまして、なにとぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

全国健康保険協会 大阪支部

〒541-8549 大阪府中央区平野町2-3-7
アーバンエース北浜ビル

電話番号 06-6201-7070(代表)

受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日年末年始を除く)

協会けんぽ

検索

詳しくは、ホームページをご覧ください

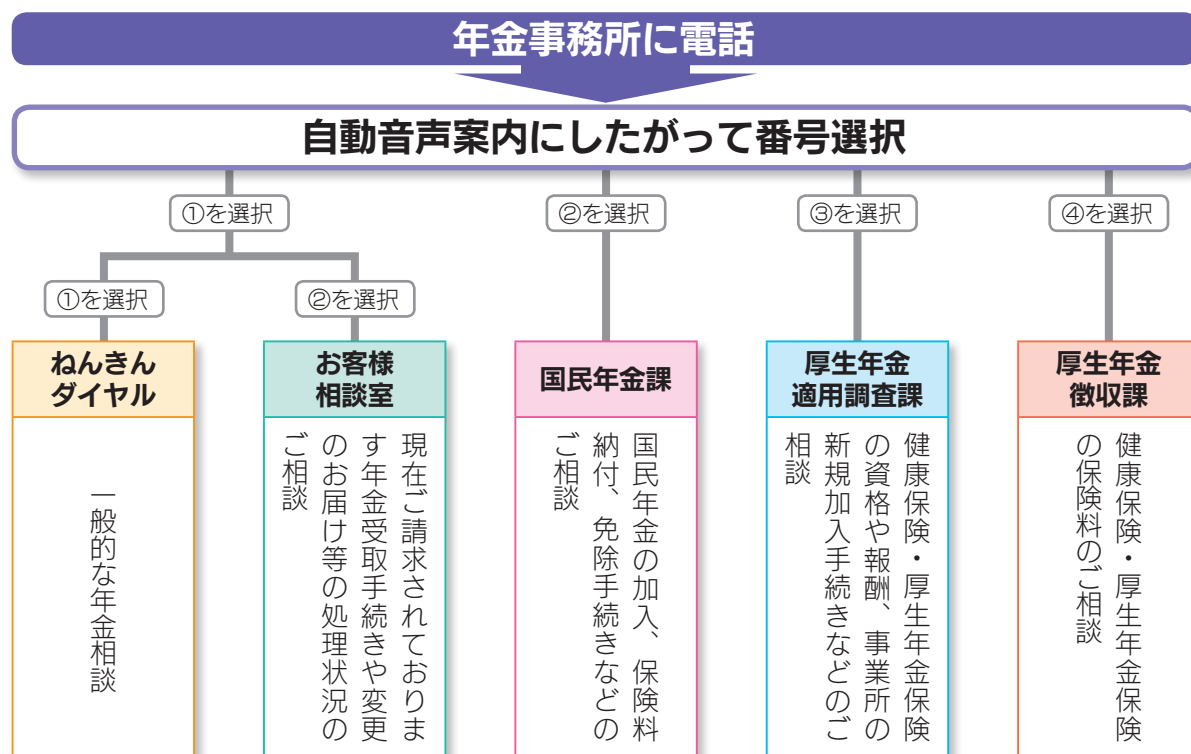
大阪府内の年金事務所の「自動音声案内」の 操作方法を変更しています

年金事務所におかけいただいた電話は、『自動音声案内』により担当部署にご案内しておりますが、より便利でわかりやすくご利用いただくため、昨年末から本年1月にかけて、順次年金事務所の『自動音声案内』の選択方法を変更させていただいております。

これにより選択番号も変更しておりますので、年金事務所にお電話をおかけの際には、音声案内の内容をご確認のうえ操作をお願いします。

※年金事務所の電話番号に変更はありません。

自動音声案内の流れ



※その他のご用件については ⑥を選択 してください。(担当者に直接お電話いただくときなど)

※案内の途中でボタン選択をするときは、1回目の番号を押したあと、3秒ほど経ってから2回目の番号を選択してください。

一般的な年金相談は「ねんきんダイヤル」へ



年金事務所では年金相談サービス向上のため、一般的な年金相談については専門の担当者がご相談をお受けする「ねんきんダイヤル」を設置しておりますので、恐れ入りますが以下の電話番号にお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

一般的な年金相談 → 0570-05-1165へ
(IP電話、PHSのお客様は03-6700-1165へ)

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番(03)をつけずに間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意願います。

保険料の納期内納入にご協力をお願いします



事業主の皆様には、平素より社会保険料の納付をはじめ、年金事業の運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

ご承知のこととは存じますが、事業主と被保険者の皆様に毎月納付していただいております保険料は、被保険者とその家族の健康や生活を支えるための重要な財源となっております。

厳しい経済情勢が続いておりますが、事業主の皆様には、この制度の趣旨を十分にご理解いただき、納付期限までに必ず納めていただきますよう特段のご協力をお願いします。

納付期限までに納付をいただけない場合は、納付が遅れた期間に応じて年14.6%の割合で延滞金（納付期限の翌日から3カ月については、年4.3%）が課される場合がありますのでご注意ください。

街角の年金相談センターのごあんない

街角の年金相談センターは、全国社会保険労務士会連合会が運営し、年金に関する手続きや相談を承っておりますので、どうぞご利用ください。

街角の年金相談センター天王寺

〒543-0054
大阪市天王寺区南河堀町10-17
ACTY 天王寺2階

街角の年金相談センター城東

〒536-0005
大阪市城東区中央1-8-24
東洋プラザ蒲生ビル1階

街角の年金相談センター堺東

〒590-0077
堺市堺区中瓦町1-1-21
堺東八幸ビル7階

街角の年金相談センターなかもず

〒591-8025
堺市北区長曾根町130-23
堺商工会議所会館1階

街角の年金相談センター吹田

〒564-0082
吹田市片山町1-3-1
メロード吹田2番館10階

街角の年金相談センター豊中

〒560-0021
豊中市本町1-1-3
豊中高架下店舗南ブロック1階

街角の年金相談センター東大阪

〒577-0809
東大阪市永和1-18-12
NTT 西日本東大阪ビル1階

街角の年金相談センター枚方

〒573-0032
枚方市岡東町5-23
アーバンエース枚方ビル2階

※対面による年金相談を行っております。

※電話による一般的な年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください。(TEL 0570-05-1165)

IP 電話・PHS からは03-6700-1165

※駐車場はございませんので公共交通機関をご利用ください。